

## 議案第11号

### 大阪市新型インフルエンザ等対策本部条例案

#### (趣旨)

第1条 この条例は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。

以下「法」という。）第37条において準用する法第26条の規定に基づき、大阪市新型インフルエンザ等対策本部（以下「本部」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

#### (組織)

第2条 新型インフルエンザ等対策本部長（以下「本部長」という。）は、本部の事務を総括する。

2 新型インフルエンザ等対策副本部長（以下「副本部長」という。）は、本部長を補佐する。

3 新型インフルエンザ等対策本部員（以下「本部員」という。）は、本部長の命を受け、本部の事務に従事する。

4 本部に本部長、副本部長及び本部員のほか、必要な職員を置くことができる。

5 前項の職員は、本市職員のうちから市長が任命する。

#### (会議)

第3条 本部長は、本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、本部の会議（以下この条において「会議」という。）を招集する。

2 本部長は、法第35条第4項の規定に基づき、国の職員その他本市職員以外の者を会議に出席させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができる。

#### (部)

第4条 本部長は、本部の事務を分掌させるため必要と認めるときは、本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき本部員及び必要な職員は、本部長が指名する。

3 部に部長を置き、本部長の指名する本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(施行の細目)

第5条 この条例に定めるもののほか、本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この条例の施行期日は、市長が定める。

平成25年2月15日提出

大阪市長 橋 下 徹

説 明

新型インフルエンザ等対策本部に関し必要な事項を定めるため、条例を制定する必要があるの  
で、この案を提出する次第である。

(参 考)

新型インフルエンザ等対策特別措置法（抄）

（条例への委任）

第26条 第22条から前条まで及び第33条第2項に規定するもののほか、都道府県対策本部に関し必要な事項は、都道府県の条例で定める。

（準 用）

第37条 第25条及び第26条の規定は、市町村対策本部について準用する。この場合において、第25条中「第21条第1項の規定により政府対策本部が廃止された」とあるのは「第32条第5項の公示がされた」と、「都道府県知事」とあるのは「市町村長」と、第26条中「第22条から前条まで及び第33条第2項」とあるのは「第34条から第36条まで及び第37条において読み替えて準用する第25条」と、「都道府県の」とあるのは「市町村の」と読み替えるものとする。